

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

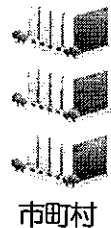
「市町村ごとの運営から府域での運営」に変わります

- 国民健康保険制度は、現在、各市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年4月からは、府と市町村が共同保険者となって運営します。
- 府も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から府単位に拡大することで、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など、国保運営の安定化をはかります。
- 市町村ごとに異なっている保険料率や保険料の減額免除の基準などについて、府内で統一します。
(ただし、最大6年間の経過措置期間を設けます。)

国民健康保険制度の見直し(平成30年4月から)

＜府も運営に加わり、財政運営を府単位に拡大します＞

各市町村は加入者から集めた保険料等を元に府に納付金※を納めます。



府は、各市町村から集めた納付金等を元に、医療費など、必要な費用を全額、各市町村に支払います。

※市町村が大阪府に納付する国保事業の運営に必要な費用

▶被保険者証の発行や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き阪南市です。

府内で統一の基準を設けます

- 府内市町村における、加入者間の負担の公平化を図るために、保険料率、保険料の減免、出産育児一時金の額、葬祭費の額などについて、府内で統一の基準を設けます。

ただし、最大6年間の経過措置期間を設けます(阪南市の方針は検討中です。)

Q 何が変わるの?

A 府と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法などが市町村単位から府単位に変更となります。また、加入者間の負担の公平化を図るため、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率や減免の基準などについて統一します。

Q 何が変わらないの?

A 医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。

市町村は、引き続き住民の身近な窓口としての業務を担います。

- ・国保への加入や脱退の届出は、市町村窓口で行います。
- ・被保険者証は、市町村から交付されます。
- ・保険料の納入通知書は市町村から発送され、保険料は市町村に納めます。
- ・高額療養費等の申請は、市町村窓口で行います。
- ・特定健診や特定保健指導などの保健事業は、市町村が実施します。

平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。